

新温泉町立夢が丘中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日改定

本校の方針

本校は、校訓『立志 友愛 礼節』を教育活動の基盤に置き、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な教育活動に取り組めることができるよう、全ての教職員が生徒とともに、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのため、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ迅速に解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

I いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは「全ての生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。」このことを十分に認識した上で、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを生徒が十分に理解し、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、学校、家庭、地域その他の関係者の連携協力の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

II いじめ防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【「いじめ防止対策推進法第2条（平成25年）より】

いじめが、いじめを受けた児童生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

【「生徒指導提要」（令和5年）より】

2 いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにもどの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

※いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必

要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月）」より

①被害者に対する心理的または、物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間、継続していること。

②被害者が心身の苦痛を受けていない。

「生徒指導提要」（令和5年）より

3 いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

(1) 自分で判断し行動できる人間に生徒を育てる ～個の成長～

学校においては、生徒が、主体的に授業・学校行事に参加、活躍し、達成感を得られるように教育活動を進める中で、学校生活によりよく適応し、自己を生かして主体的に生きていくことができるよう指導・援助する。

(2) 生徒同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする ～豊かな人間関係～

学校においては、人間は共に生きているという原点に立ち返り、互いを思いやり、互いを尊重しながら成長し合うことが大切であることを生徒に十分理解させ、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識の醸成に努める。

(3) いじめの問題に組織的に取り組む ～組織的な取組～

学校においては、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・事実確認、事案への対処に向け 早期対応に向け、教職員の協働的な指導の構築に対応能力の向上に努める。また、学校における相談体制を充実させるとともに、いじめが疑われる情報があった場合には、その情報を共有し、速やかに対応する。また、学校・家庭・地域が相互に連携を密にし、SCやSSW、外部専門家、外部人材の積極的な要請等により、いじめの解決に努めるとともに、いじめが解決したと思われた後も見守りを続けるなど、定期的な情報交換に努める。

(4) いじめ問題に関する正しい理解の普及啓発に努める ～いじめ問題への理解～

学校においては、複雑化、多様化するいじめの現状やいじめの防止等に向け、生徒指導部会を年間計画に位置付け、定例会議を行う。また、校内対応マニュアルの作成・活用等を通して教職員が共通理解した上で、生徒への日常的な指導や保護者・地域への啓発に取り組む。

Ⅲ いじめ防止等に関する取組

1 未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境を整え、全教職員の協力体制の下で生徒に向き合う時間を確保し、年間を見通して予防的、開発的な取組を計画・実施する。

また、いじめの問題への取組の重要性について、家庭・地域と認識を共有し、教育活動に支援を得ながら一体となり継続的な取組を推進する。

(1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

学校の教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人の内面理解に基づき、全ての児童生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。

また、生命尊重の精神や人権感覚を育む人権教育、思いやりの心を育む道徳教育を充実し、豊かな心を育成する。

(2) いじめに対する正しい理解

学級活動、学年または全校集会等、あらゆる機会をとらえて、いじめとは何かを生徒と教職員が当事者の立場に立って共有し、「いじめを見逃さない」という姿勢を、教職員で共通理解する。また、生徒一人一人に対し、互いを思いやり、他者を自分と同じように尊重できる心や、いじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育てる。

(3) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

学習活動や学級活動、学年・学校行事等、学校生活全体で、生徒の自尊感情や自己肯定感を高め、学校に居場所を作る。また「自分自身を理解する」「相手の気持ちを思いやる」な

どの人間関係を結ぶ力を育み、「相手を傷つけずに自分の考えを表現する」等のコミュニケーション能力を育成する。また、学級活動、生徒会活動等でいじめ防止の活動を自分たちで考え実施する主体的な活動を進め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進める。

(4) 生徒や学級の状況の把握

日頃から生徒と同じ目線で物事を考え、場を共有する中で、言動や身だしなみなどに変化が見られる場合には、面接するなど早期に関わる。

(5) 校内研修の充実

いじめ対応マニュアルや各校のいじめ防止基本方針等を活用した校内研修やいじめの事例研究、心の教育総合センターが開発した「いじめ未然防止プログラム」の活用等により、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。

(6) 丁寧な内面理解

いじめの加害者の心の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいる。児童生徒が自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れた、いじめ防止の取組を行う。

2 早期発見

いじめの問題については、早期の発見が、早期の解決につながる。そのために、日頃から生徒の観察や信頼関係の構築に努める。

また、いじめは、大人が気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど見えにくいものであることを踏まえ、いつでもいじめが起こり得るという前提を教職員の間で共有し、それを繰り返し確認するとともに、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

(1) 教職員の対応能力の向上

教職員が人権感覚を磨き、生徒の言葉を受け止め、生徒の立場に立ち、生徒を守る姿勢が大切である。また、集団の中で配慮を要する生徒に気づき、ささいな言動から、心の叫びを敏感に感じとれるよう、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドの向上に努める。

(2) 日常的な実態把握

いじめを早期に発見するためには、休み時間等における教職員の日常的な観察や目の届きにくい場所の点検、一人一台端末を活用した毎日の「心の健康観察」、チェックリストによる観察、いじめアンケートを行い、それに基づいて教育相談を行うとともに、教室等に相談窓口の案内を掲示する。

また、日常生活での生徒への声かけに加え、生活ノート、教育相談、家庭訪問等により生徒、保護者との信頼関係を構築した上で、定期的な教育相談週間の設定や少なくとも学期に1回以上のアンケート調査を実施するなど、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。

(3) 相談しやすい環境づくり

生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気のいる行為であり、表情や学級活動の雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知しようとする姿勢が大切である。また、新たにいじめの対象になったりいじめを助長したりする可能性を十分に認識し、相談しやすい環境づくりを進める。

(4) 地域との連携

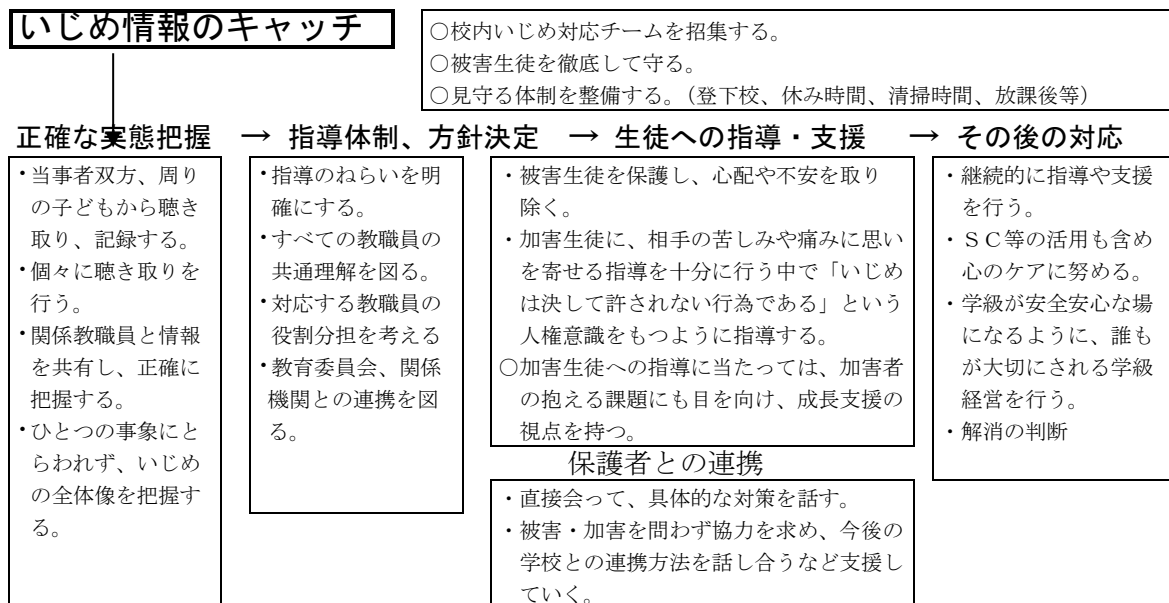
学校と、子供たちの教育にかかわる地域の各種団体との情報交換や情報提供に努め、連携を強化する。

3 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、いじめ対応チーム等校内組織を中心とした教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめへの組織的対応

いじめが疑われる情報があった場合、いじめを受けた、またはいじめを知らせた生徒の安全を確保し、登下校、昼休み等の見守りを強化する。

指導に当たっては校内組織で対応する。当事者双方、周囲の生徒から個々に事情を聴き取り、正確な実態把握を行い、指導方針、役割分担を明確にした上で、連携協力して生徒、保護者に対応する。また、事案に応じて町教育委員会、関係機関と連携する。

(3) いじめを受けている生徒及び保護者への支援

いじめを受けている生徒を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。その保護者には、その日の内に面談し、事実関係を伝える。なお、保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、早急に今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議を行う。さらに、一定期間の見守りや支援を行い、生徒及びその保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。

(4) いじめを行っている生徒への指導及び保護者への助言

いじめを行っている生徒の心の中で善と悪との葛藤が生じている。加害者生徒の気持ちや状況を十分聴き取り、状況、背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながる、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。

その保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。

(5) 周囲の生徒への指導

当事者だけでいじめが生じるものではなく、「観衆」としてはやし立てたり、周辺で暗黙の了解を与えたりする「傍観者」で成り立つ場合もある。いじめを抑止する「仲裁者」やいじめを告発する「相談者」が現われ、学級及び学年、学校全体の問題として、いじめられる側を「絶対に守る」という強い意志を示し、根気強く日常の安全確保や安心・安全で、いじめを容認しない雰囲気を浸透させたい。また、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。

(6) 心のケア

いじめ対応後も指導や支援を継続して行い、SC・SSW・不登校担当教師スクールカウンセラー等を要請して、いじめられた子ども、いじめた子ども双方の心のケアにあたる。

(7) 教育委員会との連携

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに町教育委員会へ報告し、指導助言等による支援のもと、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に

問題の解決にあたる。

4 ネット上のいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、生徒に対して、インターネットの正しい活用法など情報モラル教育を充実させるとともに、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、生徒、保護者への啓発に努める。

なお、保護者に対しては、青少年インターネット環境整備法や兵庫県青少年愛護条例等の法令の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

(1) 未然防止

発達段階や携帯電話等の使用頻度に応じて、学級活動、生徒会活動等においてスマートフォンの使用について、「夢が丘中学校 スマホの誓い」をもとに、スマホやインターネットの適切な利用ルール作りを推進するとともに、情報発信における配慮や、メール・SNS等に振り回されることなく有益なツールとして使いこなす態度を養う情報モラル教育を実施する。また、スマートフォンを第一義的に管理する保護者と連携するため、保護者会や講師を招聘した親子情報学習会等で携帯電話等の使用に関する学校のルールを共有する。

(2) 早期発見

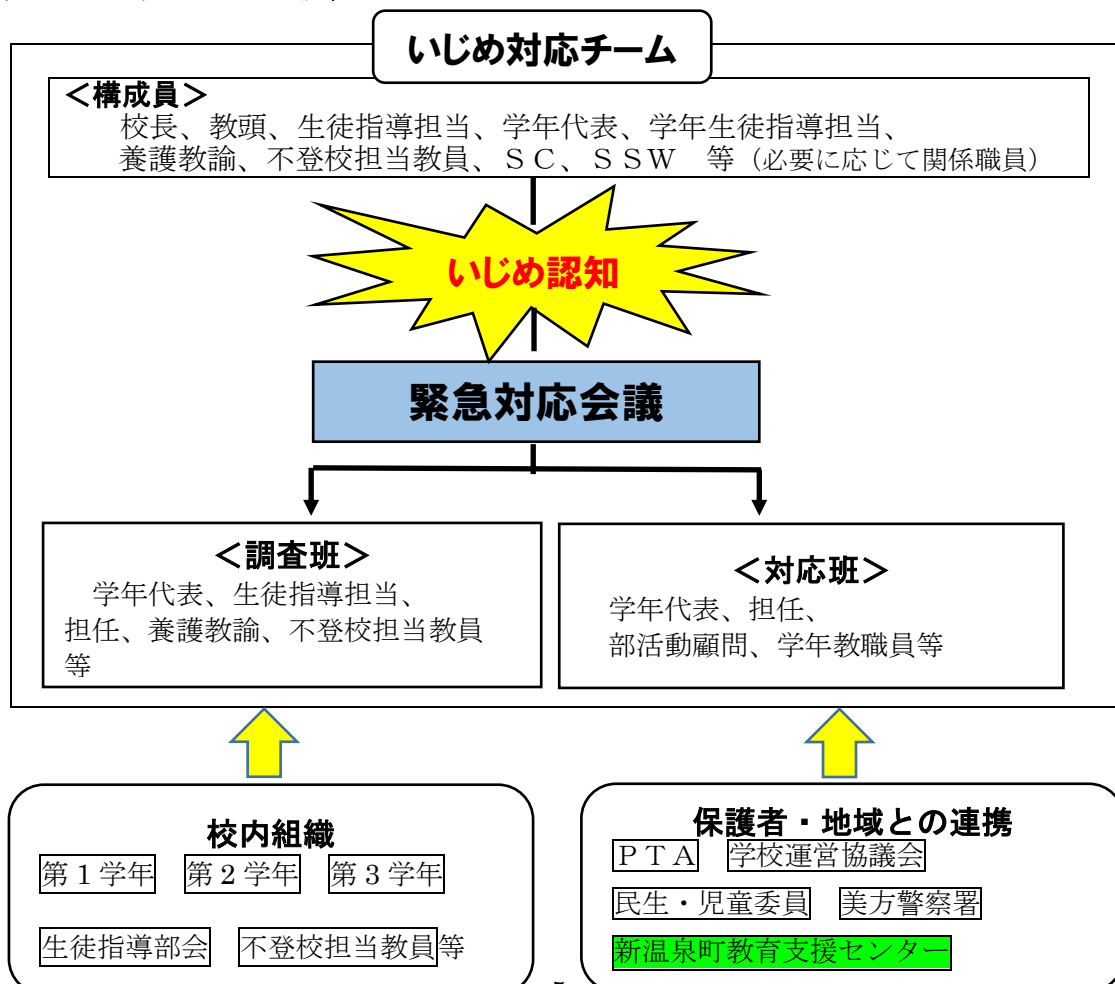
日々の生活ノートのやり取りやいじめアンケートをもとに教育相談を行い、いじめの兆候に気付く。また、起床時間や就寝時間の変化や携帯電話等の使い方の変化など、いじめを受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携を強化する。

(3) 早期対応

生徒からの相談やインターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて、警察や人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応していく。

5 組織的対応

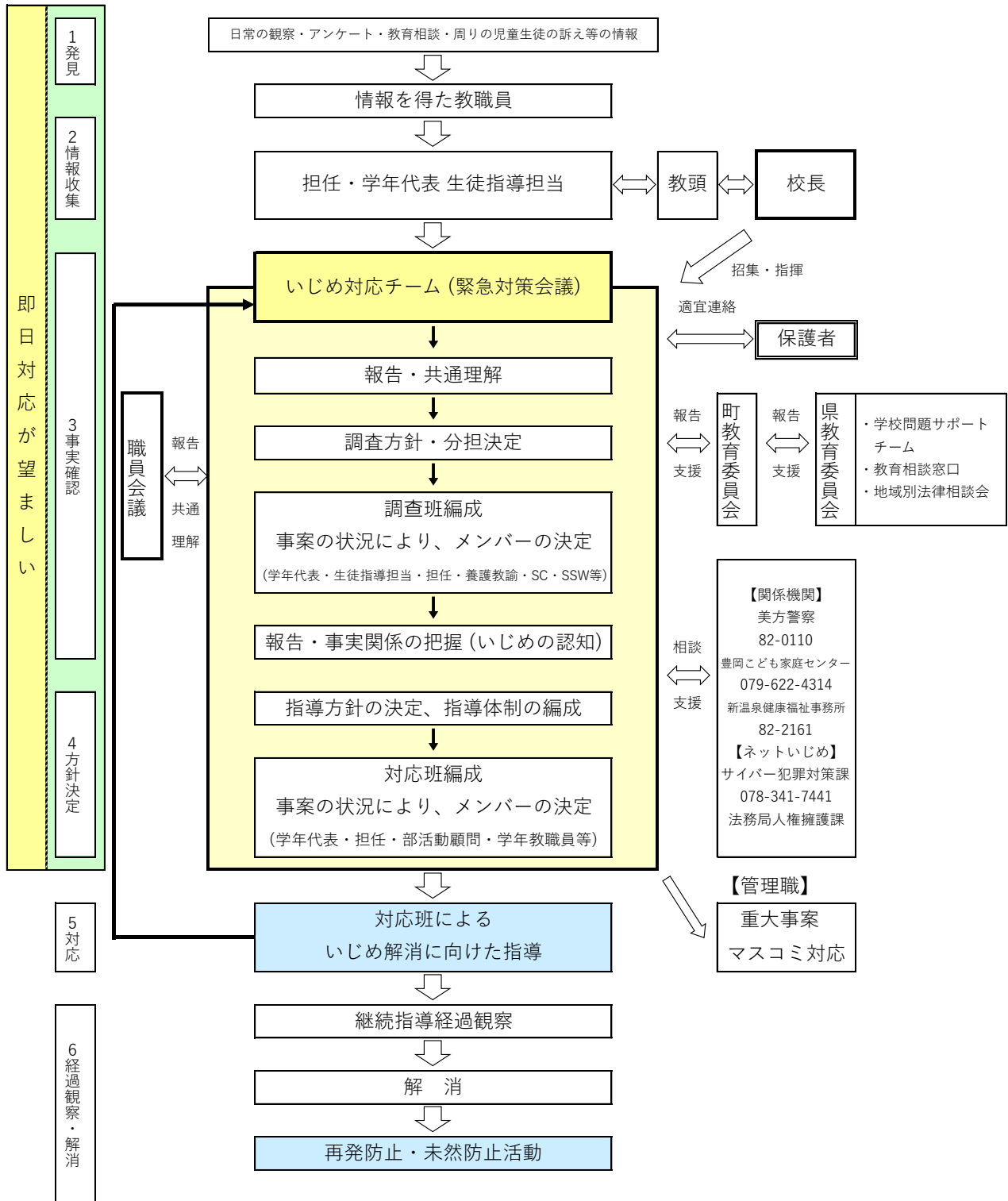
(1) いじめ対応チームの設置



(2) いじめ指導年間プログラム

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見・早期対応に向けた取組
4月	いじめ対応チーム会議 ・指導方針 ・指導計画作成	入学前の小学校との情報交換	
		学級づくり	スクールコンケア
5月	職員会議 家庭訪問	オリエンテーション 職員研修会 夢が丘中学校スマホの誓い	教育相談週間
		保護者向けの啓発	生徒会あいさつ運動
6月	学校運営協議会	3年修学旅行	生活アンケート
		2年「トライやる・ウィーク」 PTAあいさつ運動	授業公開
7月	学校運営協議会	1年情報学習会	生活アンケート
		地域行事参加	保護者懇談会
8月	学校評価・職員会議		
	教職員研修会		
	カウンセリング研修		
9月	いじめ対応チーム会議 ・情報共有 ・2学期の計画	PTAあいさつ運動	生活アンケート
		地域行事参加	教育相談週間
10月	学校運営協議会		授業公開
			生活アンケート
11月	学校運営協議会		生活アンケート
		学校評価・職員会議	保護者懇談会
12月	学校運営協議会		生活アンケート
1月	学校運営協議会		生活アンケート
2月	学校運営協議会	入学説明会	生活アンケート
			教育相談週間
3月	いじめ対応チーム ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討		保護者懇談会
			生活アンケート
事案発生時緊急対策会議の開催 ≪早期発見に向けた日常の取り組み≫ あいさつ運動 読書指導 休み時間・昼休みの巡回指導 チャンス相談 とともに汗する清掃活動 スクールコンケア 生活ノート指導 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用 等			

(3) いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



IV 重大事態への対処

1 町教育委員会及び学校による調査

町教育委員会と学校が、しっかりと事実を把握し、向き合うことで、次に掲げる事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、町教育委員会及び学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(1) 重大事態の意味

- | |
|--|
| <p>一 いじめにより学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき</p> <ul style="list-style-type: none">○ 生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。 <p>二 いじめにより学校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none">○ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。 |
|--|

(2) 調査の方法

①調査主体

町教育委員会又は学校が調査の主体となる。

②調査を行うための組織

調査を行う委員は、職能団体等の推薦により専門的知識及び経験を有する第三者で構成し、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

③事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から、どのような態様で行われ、背景や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある（ネットの書き込み含む）
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている
- 人を傷つけるような乱暴な言葉が発せられることがある
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている生徒

◎ 日常の行動・表情の様子

- おどおどしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 表情が暗く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- わざとらしくはしゃいだりおどけたりする
- にやにや、へらへらしている

◎ 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

◎ 昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

◎ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう（ネット上を含む）